

ご存じですか？ 児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳未満の児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童

手当の金額(月額)

- ▶ 児童1人の場合
全額支給/41,720円・一部支給/41,710~9,850円
- ▶ 児童2人以上の加算額
2人目/5,000円・3人目以降1人につき3,000円

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父、もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



- ▶ 1級該当児童1人につき50,750円
- ▶ 2級該当児童1人につき33,800円

手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合、その年度(8月~翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、請求者が公的年金を受けることができたり、対象児童が福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。

所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限額	一部支給の所得制限額	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57	230	274
2人	95	268	312
3人	133	306	350
4人	171	344	388
5人	209	382	426

扶養親族などの数	所得額	
	受給者	配偶者および養育者
0人	459.6万円	628.7万円
1人	497.6	653.6
2人	535.6	674.9
3人	573.6	696.2
4人	611.6	717.5
5人	649.6	738.8

- 1 受給資格者の収入から給与所得控除などを控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算。
 - (1)本人の場合
 - ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族1人につき15万円
 - (2)孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
- 3 扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月2日(月)~31日(火)の間に現況届、特別児童扶養手当を受けている方は8月11日(水)~9月10日(金)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。

この届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

□問い合わせ先 □ 児童扶養手当について/役場こども未来課児童福祉係 ☎482-2921 (課直通)
特別児童扶養手当について/役場保健福祉課社会福祉係 ☎482-2935 (課直通)

8月から

父子家庭の皆さんにも児童扶養手当が支給されます!

これまで母子家庭の皆さんに対してのみ支給されていた児童扶養手当が、8月から父子家庭の皆さんにも支給されることになりました。(児童扶養手当については左ページ(17ページ)をご覧ください)

受給の手続き

父子家庭の皆さんが児童扶養手当を受給するには、町への申請が必要です。受給要件に該当すると思われる方は、11月30日(火)までに申請してください。申請が11月30日を過ぎると「申請の翌月分からの支給」になりますので、ご注意ください。

- ▶ 平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
11月30日までに申請をすると「8月分」から支給されます。
 - ▶ 平成22年8月1日以降11月30日までに支給要件に該当した方
11月30日までに申請をすると「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- ※8~11月分が支給されるのは12月です。

申請に必要なもの

- ▶ 申請書(役場こども未来課・川湯支所にあります)
- ▶ 受給資格者(手当を受ける資格のある方)・該当する子どもの戸籍謄本(抄本)。住民票

申請・問い合わせ先

- 役場こども未来課児童福祉係 ☎482-2921 (課直通)
- 川湯支所 ☎483-2043

みんな集まれ!

第7回子どもフェスティバル

楽しいイベントがいっぱいだよ!

毎年恒例となった「子どもフェスティバル」を、9月に開催します。

今年も、北海道教育大学釧路校の先生と学生の皆さんが遊びに来てくれ、弟子屈町の子どもたちのために物理や生物の面白さ、楽しさを教えてくれます。

子どもたちはもちろん、お父さんやお母さんも一緒に楽しみませんか?皆さんのご来場をお待ちしています!

- ▶ 日時/9月4日(土) 10時~14時
- ▶ 場所/弟子屈町公民館
- ▶ 内容

- 折り紙&ペーパークラフト
- 伝承遊び
- 手作りおやつ
- ネイチャークラフト
- 乳幼児コーナー
- スライム作り
- 北海道教育大学釧路校による物理・生物のコーナー
- 歯ピカ表彰式(13:30~)

※対象者の方には、事前に保健福祉課健康推進係からご連絡します。

当日は、バス・ワゴン車での送迎を行います。(事前の申し込みが必要です) 乗車希望の方は、乗車時間や停留所などを子どもフェスティバル実行委員会にお問い合わせください。

問い合わせ先/弟子屈町子どもフェスティバル実行委員会 ☎482-5667 (役場こども未来課子育て推進係)



一昨年のフェスティバルの様子

1日遊んでいく方は、お弁当を持ってくるくださいね。冷たい麦茶(無料)を用意しています。

